

北栄町告示第 号

北栄町住宅省エネルギー改修促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町住宅省エネルギー改修促進補助金交付要綱(平成30年北栄町告示第26号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条、第4条、第5条、第6条関係) 省エネルギー改修工事					別表(第2条、第4条、第5条、第6条関係) 省エネルギー改修工事				
対象工事		交付の要件	補助対象 経費	補助金額	対象工事		交付の要件	補助対象 経費	補助金額
省エネ基準 改修工事	略	略	略	略	省エネ基準 改修工事	略	略	略	略
ZEH基準改 修工事	①開口部 の断熱性 能を高め る工事	1 昭和56年6月1日以 降に建築された住宅で あること 2 内窓の新設若しく は交換、外窓の交換、 ガラスの交換又はドア の交換に係る工事であ ること 3 一の居室等におけ る全ての開口部がZEH仕 様基準に適合する改修			ZEH基準改 修工事	①開口部 の断熱性 能を高め る工事	1 昭和56年6月1日以 降に建築された住宅で あること 2 <u>2つ以上の開口部 における工事であるこ と</u> 3 内窓の新設若しく は交換、外窓の交換、 ガラスの交換又はドア の交換に係る工事であ ること 4 一の居室等におけ る全ての開口部がZEH仕 様基準に適合する改修		

		工事であること		
	②壁、屋根・天井または床の断熱性能を高める工事	1 外気に接する壁、屋根・上に居室のない天井又は下に居室のない床の断熱性能を高める工事であること 2 略		

モデル工事費

①開口部の断熱性能を高める工事

略

②壁、屋根・天井又は床の断熱性能を高める工事

部位	断熱材の区分	熱伝導率【単位：W／m・K】	モデル工事費
外壁	A～C	略	<u>225,000円</u> ／m ³
	D～F	略	<u>338,000円</u> ／m ³
屋根・天井	A～C	略	<u>80,000円</u> ／m ³
	D～F	略	<u>137,000円</u> ／m ³
床	A～C	略	<u>280,000円</u> ／m ³
	D～F	略	<u>420,000円</u> ／m ³
【備考】 略			

		工事であること		
	②壁、屋根・天井または床の断熱性能を高める工事	1 <u>①と併せて実施する</u> 外気に接する壁、屋根・上に居室のない天井又は下に居室のない床の断熱性能を高める工事であること 2 略		

モデル工事費

①開口部の断熱性能を高める工事

略

②壁、屋根・天井又は床の断熱性能を高める工事

部位	断熱材の区分	熱伝導率【単位：W／m・K】	モデル工事費
外壁	A～C	略	<u>201,000円</u> ／m ³
	D～F	略	<u>302,000円</u> ／m ³
屋根・天井	A～C	略	<u>72,000円</u> ／m ³
	D～F	略	<u>123,000円</u> ／m ³
床	A～C	略	<u>256,000円</u> ／m ³
	D～F	略	<u>384,000円</u> ／m ³
【備考】 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 3 0 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。